

# 札幌市公共測量作業要領

令和6年3月単価適用の委託業務から適用

札幌市建設局

## 第I章 総 則

### I-1 はじめに

この要領及び様式集は、技術的指針である札幌市公共測量作業規程（国土交通大臣が定める測量法第34条に基づく作業規程の準則を準用。以下「作業規程」という。）及び札幌市公共測量仕様書（以下「仕様書」という。）を補完し、測量業務の円滑な執行を図る事を目的として、各測量作業における実務要領について示すものである。

# 札幌市公共測量作業要領

令和4年3月単価適用の委託業務から適用

札幌市建設局

## 第I章 総 則

### I-1 はじめに

この要領及び様式集は、技術的指針である札幌市公共測量作業規程（以下「作業規程」という。）及び札幌市公共測量仕様書（以下「仕様書」という。）を補完し、測量業務の円滑な執行を図る事を目的として、各測量作業における実務要領について示すものである。

変更

追加

令和6年3月 札幌市公共測量作業要領の新旧対照表（案）

令和6年3月 作業要領（改訂）

令和4年3月 作業要領（現行）

備考

I-9 産業廃棄物の処理

1. 業務で発生した産業廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を順守し、これを適正に処理すること。
2. 産業廃棄物の処理および運搬について、許可業者へ委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により管理すること。
3. 産業廃棄物を運搬する場合には、その車両に産業廃棄物収集運搬車両であることを表示すること。

注) 札幌市環境局ホームページ「産業廃棄物ガイド」及び北海道産業資源循環協会のホームページを参照

札幌市環境局ホームページ「産業廃棄物ガイド」  
[http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyosyo/sanhai\\_guide.html](http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyosyo/sanhai_guide.html)  
 北海道産業資源循環協会ホームページ  
<http://www.sanpai.or.jp/>

第II章 基準点測量（基準点測量）

II-4 既設基準点の点検測量（検測）

この測量は、本市又は他の機関が、公共測量又は公共測量と同等以上の精度を有する測量で設置した3～4級基準点について、新たな測量の与点として使用するにあたり、既設基準点の精度を確認して使用可能な状態であるか判定することを目的とするものである。

また、この測量を「検測」という。

3. この測量における各平均計算の許容範囲は、本市の市街地状況や高精度を要する登記事務を勘案し、作業規程とは別に次表のとおり定める。

また、使用を予定していた既設基準点が、計算の結果許容範囲を超えた場合は、担当職員と協議し、その後の作業方法等について指示を受けるものとする。

【許容範囲】TS等観測の場合

角度の差	既設基準点間の距離の差
50"	15 mm+1 mm $\sqrt{S}$

S:既設基準点間距離 (m)

※GNSS 観測の場合は事前に担当職員と協議すること。

I-9 産業廃棄物の処理

1. 業務で発生した産業廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を順守し、これを適正に処理すること。
2. 産業廃棄物の処理および運搬について、許可業者へ委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により管理すること。
3. 産業廃棄物を運搬する場合には、その車両に産業廃棄物収集運搬車両であることを表示すること。

注) 札幌市環境局ホームページ「産業廃棄物ガイド」及び北海道産業廃棄物協会のホームページを参照

札幌市環境局ホームページ「産業廃棄物ガイド」  
[http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyosyo/sanhai\\_guide.html](http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyosyo/sanhai_guide.html)  
 北海道産業廃棄物協会ホームページ  
<http://www.sanpai.or.jp/>

第II章 基準点測量（基準点測量）

II-4 既設基準点の点検測量（検測）

この測量は、本市又は他の機関が、公共測量又は公共測量と同等以上の精度を有する測量で設置した3～4級基準点について、新たな測量の与点として使用するにあたり、既設基準点の精度を確認して使用可能な状態であるか判定することを目的とするものである。

また、この測量を「検測」という。

3. この測量における各平均計算の許容範囲は、本市の市街地状況や高精度を要する登記事務を勘案し、作業規程とは別に次表のとおり定める。

また、使用を予定していた既設基準点が、計算の結果許容範囲を超えた場合は、担当職員と協議し、その後の作業方法等について指示を受けるものとする。

【許容範囲】TS等観測の場合

角度の差	既設基準点間の距離の差
50"	15 mm+1 mm $\sqrt{S}$

変更

追加（復活）

令和6年3月 札幌市公共測量作業要領の新旧対照表（案）

令和6年3月 作業要領（改訂）	令和4年3月 作業要領（現行）	備考
<p><b>第Ⅷ章 応用測量（用地測量）</b></p> <p><b>Ⅷ－1 作業の計画</b></p> <p>1. 受託者は、設計図書に示す測量範囲において、公図（地図）類、過去の測量及び工事の記録等、業務に必要な各種資料の収集並びに現地の調査を実施するものとする。</p> <p>(1) 本市が所管する資料（担当職員に申して、支給又は貸与を受けること。）</p> <p>【公的な証明・記録】</p> <p>①境界証明の記録（建設局総務部所管の道路境界）</p> <p>② 同 上 （他部局所管の用地境界）</p> <p>③開発行為の記録（都市局市街地整備部<b>開発指導課</b>所管の公共施設台帳等）</p> <p>Ⅷ－2 作業の方法</p> <p>1 2. 土地境界立会確認（土地境界確認書作成）</p> <p>(3) 当該承諾書類には、関係権利者の署名<b>又は押印</b>を得ること。</p> <p>(4) 当該承諾書類の提出を求める者に対しては、次の内容について充分説明し、確認行為の意義を伝えてから署名<b>又は押印</b>を求めること。</p> <p><b>第Ⅸ章 成果物の編集</b></p> <p><b>Ⅸ－1 成果物の種類</b></p> <p>6. 建標承諾書（様式1）、境界確認書、境界杭（埋設）確認書等、関係権利者の署名<b>又は押印</b>で確認する書類。</p>	<p><b>第Ⅷ章 応用測量（用地測量）</b></p> <p><b>Ⅷ－1 作業の計画</b></p> <p>1. 受託者は、設計図書に示す測量範囲において、公図（地図）類、過去の測量及び工事の記録等、業務に必要な各種資料の収集並びに現地の調査を実施するものとする。</p> <p>(1) 本市が所管する資料（担当職員に申して、支給又は貸与を受けること。）</p> <p>【公的な証明・記録】</p> <p>①境界証明の記録（建設局総務部所管の道路境界）</p> <p>② 同 上 （他部局所管の用地境界）</p> <p>③開発行為の記録（都市局市街地整備部宅地課所管の公共施設台帳等）</p> <p>Ⅷ－2 作業の方法</p> <p>1 2. 土地境界立会確認（土地境界確認書作成）</p> <p>(3) 当該承諾書類には、関係権利者の署名・捺印（認印可）を得ること。</p> <p>(4) 当該承諾書類の提出を求める者に対しては、次の内容について充分説明し、確認行為の意義を伝えてから署名・捺印を求めること。</p> <p><b>第Ⅸ章 成果物の編集</b></p> <p><b>Ⅸ－1 成果物の種類</b></p> <p>6. 建標承諾書（様式1）、境界確認書、境界杭（埋設）確認書等、関係権利者の署名・捺印で確認する書類。</p>	<p></p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

令和6年3月 札幌市公共測量作業要領の新旧対照表（案）

令和6年3月 作業要領（改訂）

令和4年3月 作業要領（現行）

備考

Ⅸ-7 測量情報データベース電子納品に関する事項

3. 各ツールの操作方法については、「札幌市測量情報データベース・システム 電子納品作成補助ツール操作マニュアル」（以下、操作マニュアルという。）を参照すること。

☆操作マニュアルはこちら  
[https://www.city.sapporo.jp/do/boku/sokuryo/gi\\_jutu/g\\_01.html](https://www.city.sapporo.jp/do/boku/sokuryo/gi_jutu/g_01.html)

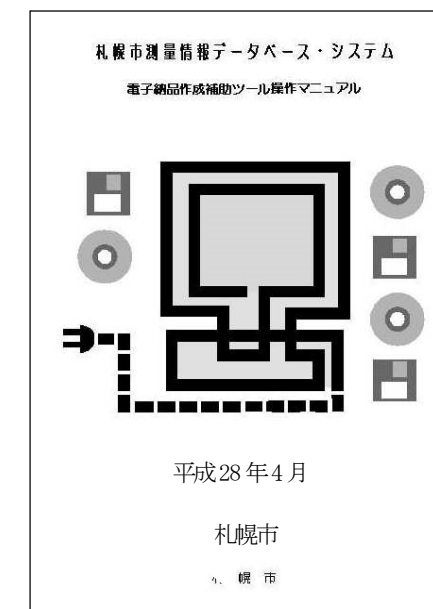
国交省の電子納品要領以外の測量成果資料についても、システムに入力を要するものは資料コードを付番します  
 作業要領 表-3・4を参照。

Ⅸ-7 測量情報データベース電子納品に関する事項

3. 各ツールの操作方法については、「札幌市測量情報データベース・システム 電子納品作成補助ツール操作マニュアル」（以下、操作マニュアルという。）を参照すること。

☆操作マニュアルはこちら  
[http://www.city.sapporo.jp/do/boku/sokuryo/densi/d\\_01.html](http://www.city.sapporo.jp/do/boku/sokuryo/densi/d_01.html)

国交省の電子納品要領以外の測量成果資料についても、システムに入力を要するものは資料コードを付番します  
 作業要領 表-3・4を参照。



変更、削除

令和6年3月 札幌市公共測量作業要領の新旧対照表 (案)

令和6年3月 作業要領 (改訂)

令和4年3月 作業要領 (現行)

備考

札幌市公共測量作業要領 第Ⅹ章 成果物の編集

札幌市公共測量作業要領 第Ⅹ章 成果物の編集

「平」削除

(6) 用地測量成果内訳 1/3 「測量成果電子納品要領 令和3年3月改定 国土交通省 準拠」

測量細分類及び 成果等の名称	電子納品				備考
	ファイル形式	格納フォルダ名	ファイル 命名規則	測量DB項目 (数字は資料コード)	
公図等転写図	—	—	—	—	電子納品対象外
公図等転写連続図	PDF 又は SXF (p21)	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*F1nnn. XXX	—	
土地登記事項要約書	PDF	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*H1nnn. PDF	—	
土地所有者名簿	PDF	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*H3nnn. PDF	—	
土地所有者色分図	—	—	—	—	電子納品対象外
地積測量図転写図	PDF	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*F2nnn. PDF	—	
過年度成果一覧図	PDF	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*F3nnn. PDF	14:調査測量 15:確定測量	作業要領 様式 19
観測手簿	PDF	/YOUCHI/WORK/YKYOK_*	YK*D1nnn. PDF	—	
復元箇所位置図 データファイル	PDF	/YOUCHI/DATA/YKYOK_*	YK*B1nnn. PDF	—	
境界確認一覧表	—	—	—	—	電子納品対象外 作業要領 様式 28
境界確認書	—	—	—	—	電子納品対象外 作業要領 様式 29~38
折衝記録簿	—	—	—	—	電子納品対象外 作業要領 様式 42
公共用地境界確定協議 の申請書・確定図	—	—	—	—	電子納品対象外
観測手簿	PDF	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*D1nnn. PDF	—	
観測手簿(数値データ)	オジナル	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*D2nnn. XXX	—	
測量計算簿等	境界点成果対比表	PDF	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*E1nnn. PDF	作業要領 様式 20
	基準線設定計算書	PDF	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*E1nnn. PDF	—
	基準線設定図 注1	PDF	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*E1nnn. PDF	14:調査測量 15:確定測量
測量計算簿等(数値データ)	オジナル	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*E2nnn. XXX	—	
成果表	PDF	/YOUCHI/DATA/YKYOS_*	YY*A1nnn. PDF	28:成果表 DE, E ※Cは路線フォルダ	作業要領 様式 27
成果表(数値データ)	オジナル	/YOUCHI/DATA/YKYOS_*	YY*A2nnn. XXX	—	
観測手簿	PDF	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*D3nnn. PDF	—	
観測手簿(数値データ)	オジナル	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*D4nnn. XXX	—	
計算簿	PDF	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*E3nnn. PDF	—	
計算簿(数値データ)	オジナル	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*E4nnn. XXX	—	
成果表	PDF	/YOUCHI/DATA/YKYOS_*	YY*A3nnn. PDF	—	作業要領 様式 27
成果表(数値データ)	オジナル	/YOUCHI/DATA/YKYOS_*	YY*A4nnn. XXX	—	
基準点網図	PDF	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*F1nnn. PDF	—	
精度管理表	PDF	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*G1nnn. PDF	—	

※ 用地測量 注意事項 参照

(6) 用地測量成果内訳 1/3 「測量成果電子納品要領平 令和3年3月改定 国土交通省 準拠」

測量細分類及び 成果等の名称	電子納品				備考
	ファイル形式	格納フォルダ名	ファイル 命名規則	測量DB項目 (数字は資料コード)	
公図等転写図	—	—	—	—	電子納品対象外
公図等転写連続図	PDF 又は SXF (p21)	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*F1nnn. XXX	—	
土地登記事項要約書	PDF	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*H1nnn. PDF	—	
土地所有者名簿	PDF	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*H3nnn. PDF	—	
土地所有者色分図	—	—	—	—	電子納品対象外
地積測量図転写図	PDF	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*F2nnn. PDF	—	
過年度成果一覧図	PDF	/YOUCHI/WORK/YSIRYO_*	YS*F3nnn. PDF	14:調査測量 15:確定測量	作業要領 様式 19
観測手簿	PDF	/YOUCHI/WORK/YKYOK_*	YK*D1nnn. PDF	—	
復元箇所位置図 データファイル	PDF	/YOUCHI/DATA/YKYOK_*	YK*B1nnn. PDF	—	
境界確認一覧表	—	—	—	—	電子納品対象外 作業要領 様式 28
境界確認書	—	—	—	—	電子納品対象外 作業要領 様式 29~38
折衝記録簿	—	—	—	—	電子納品対象外 作業要領 様式 42
公共用地境界確定協議 の申請書・確定図	—	—	—	—	電子納品対象外
観測手簿	PDF	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*D1nnn. PDF	—	
観測手簿(数値データ)	オジナル	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*D2nnn. XXX	—	
測量計算簿等	境界点成果対比表	PDF	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*E1nnn. PDF	作業要領 様式 20
	基準線設定計算書	PDF	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*E1nnn. PDF	—
	基準線設定図 注1	PDF	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*E1nnn. PDF	14:調査測量 15:確定測量
測量計算簿等(数値データ)	オジナル	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*E2nnn. XXX	—	
成果表	PDF	/YOUCHI/DATA/YKYOS_*	YY*A1nnn. PDF	28:成果表 DE, E ※Cは路線フォルダ	作業要領 様式 27
成果表(数値データ)	オジナル	/YOUCHI/DATA/YKYOS_*	YY*A2nnn. XXX	—	
観測手簿	PDF	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*D3nnn. PDF	—	
観測手簿(数値データ)	オジナル	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*D4nnn. XXX	—	
計算簿	PDF	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*E3nnn. PDF	—	
計算簿(数値データ)	オジナル	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*E4nnn. XXX	—	
成果表	PDF	/YOUCHI/DATA/YKYOS_*	YY*A3nnn. PDF	—	作業要領 様式 27
成果表(数値データ)	オジナル	/YOUCHI/DATA/YKYOS_*	YY*A4nnn. XXX	—	
基準点網図	PDF	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*F1nnn. PDF	—	
精度管理表	PDF	/YOUCHI/WORK/YKYOS_*	YY*G1nnn. PDF	—	

※ 用地測量 注意事項 参照

令和6年3月 札幌市公共測量作業要領の新旧対照表（案）

令和6年3月 作業要領（改訂）

令和4年3月 作業要領（現行）

備考

様式1 建標承諾書

建 標 承 諾 書

令和 年 月 日

（あて先）札幌市長

所有者 住所

氏名

基 準 点  
水 準 点 の名称及び番号

名 称	標識番号

所 在 地	地 目
区	

上記所有地内に、札幌市〇〇点の標識を設置することを承諾する。

注：この標識は、市で設置したもので各種測量の基準となる重要な標識でありますから、動かしたり破損したりしないよう御注意願います。  
また、人為的に移動、破損のおそれがある時は、市〇〇局〇〇部〇〇課へ御連絡願います。

※1 A4版（縦長）とする。

※2 氏名には、本人の署名又は押印が必要。

様式1 建標承諾書

建 標 承 諾 書

令和 年 月 日

（あて先）札幌市長

所有者 住所

氏名 ㊟

基 準 点  
水 準 点 の名称及び番号

名 称	標識番号

所 在 地	地 目
区	

上記所有地内に、札幌市〇〇点の標識を設置することを承諾する。

注：この標識は、市で設置したもので各種測量の基準となる重要な標識でありますから、動かしたり破損したりしないよう御注意願います。  
また、人為的に移動、破損のおそれがある時は、市〇〇局〇〇部〇〇課へ御連絡願います。

※ A4版（縦長）とする。

「印」削除

追加

令和6年3月 札幌市公共測量作業要領の新旧対照表 (案)

令和6年3月 作業要領 (改訂)

令和4年3月 作業要領 (現行)

備考

様式 30 境界確認書

令和 年 月 日  
 (あて先) 札幌市長  
 <確認者>  
 住 所  
 氏 名  
 土地所有者から見た関係 ( )

境 界 確 認 書

令和 年(西暦年) 月 日付 札幌管測 第 号により照会のありました、下記土地の境界について、別添図のとおりであることを確認しましたので、境界確認書を提出します。

また、隣接する土地所有者全員の境界確認終了後、別添図の◎印の位置に、札幌市規格の境界杭を埋設することについて了承いたします

記

必要に応じて記入すること。

枠内を、あらかじめ記載しておくこと。  
 対象地：確認者に確認を求める土地。  
 隣接地：対象地側から見た確認を必要とする土地。(道路敷地も含める)

対象地や隣接地が多量な場合

対象地	土地の所在・地番	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇 (ほか〇筆 別紙添付) ※3
	土地所有者(名義人)	〇〇 〇〇
隣接地	土地の所在・地番	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇 (ほか〇筆 別紙添付) ※3

注 「境界確認書」と図面が別紙の場合には割印を行って下さい。

- ※1 A4版(縦長)とする。
- ※2 本様式の添付図は、登記資料図面等を使用することを標準とする。
- ※3 対象地や隣接地が多量な場合追記する。
- ※4 氏名には、本人の署名または押印が必要。

様式 30 境界確認書

令和 年 月 日  
 (あて先) 札幌市長  
 <確認者>  
 住 所  
 氏 名  
 土地所有者から見た関係 ( )

境 界 確 認 書

令和 年(西暦年) 月 日付 札幌管測 第 号により照会のありました、下記土地の境界について、別添図のとおりであることを確認しましたので、境界確認書を提出します。

また、隣接する土地所有者全員の境界確認終了後、別添図の◎印の位置に、札幌市規格の境界杭を埋設することについて了承いたします

記

必要に応じて記入すること。

枠内を、あらかじめ記載しておくこと。  
 対象地：確認者に確認を求める土地。  
 隣接地：対象地側から見た確認を必要とする土地。(道路敷地も含める)

対象地や隣接地が多量な場合

対象地	土地の所在・地番	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇 (ほか〇筆 別紙添付) ※3
	土地所有者(名義人)	〇〇 〇〇
隣接地	土地の所在・地番	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇 (ほか〇筆 別紙添付) ※3

注 「境界確認書」と図面が別紙の場合には割印を行って下さい。

- ※1 A4版(縦長)とする。
- ※2 本様式の添付図は、登記資料図面等を使用することを標準とする。
- ※3 対象地や隣接地が多量な場合追記する。

「印」削除

追加





令和6年3月 札幌市公共測量作業要領の新旧対照表 (案)

令和6年3月 作業要領 (改訂)

令和4年3月 作業要領 (現行)

備考

様式 32 道路区域確認書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

<確認者>  
住 所  
氏 名  
土地所有者から見た関係 ( )

道 路 区 域 確 認 書

令和 年(西暦年) 月 日付 札幌管測 第 号により照会のありました下記  
(路 線 名 記 入) の道路区域界 (赤線部) について、別添図のとおりであることを  
確認しました。

また、「道路区域確認書」添付図面の◎印の位置については、後日札幌市規格の境界杭を埋  
設することを了承いたします。

必要に応じて記入すること。

記 枠内を、あらかじめ記載しておくこと。

対象地	土地の所在・地番	札幌市 区
	土地所有者 (名義人)	
隣接地	土地の所在・地番	札幌市 区

- ※1 A4版 (縦長) とする。
- ※2 本様式の添付図は、登記資料図面等を使用することを標準とする。
- ※3 道路区域内の土地が使用承諾済、未処理用地の場合、確認が必要な隣接地に使用する。
- ※4 氏名には、本人の署名又は押印が必要。

様式 32 道路区域確認書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

<確認者>  
住 所  
氏 名  
土地所有者から見た関係 ( )

道 路 区 域 確 認 書

令和 年(西暦年) 月 日付 札幌管測 第 号により照会のありました下記  
(路 線 名 記 入) の道路区域界 (赤線部) について、別添図のとおりであることを  
確認しました。

また、「道路区域確認書」添付図面の◎印の位置については、後日札幌市規格の境界杭を埋  
設することを了承いたします。

必要に応じて記入すること。

記 枠内を、あらかじめ記載しておくこと。

対象地	土地の所在・地番	札幌市 区
	土地所有者 (名義人)	
隣接地	土地の所在・地番	札幌市 区

- ※1 A4版 (縦長) とする。
- ※2 本様式の添付図は、登記資料図面等を使用することを標準とする。

「印」削除

追加

令和6年3月 札幌市公共測量作業要領の新旧対照表 (案)

令和6年3月 作業要領 (改訂)

令和4年3月 作業要領 (現行)

備考

様式 36 境界杭確認書

令和 年 月 日  
(あて先) 札幌市長

<確認者>  
住 所  
氏 名  
土地所有者から見た関係 ( )

境 界 杭 確 認 書

令和 年(西暦年) 月 日付 札幌管測 第 号により照会のありました

例 ① ~ ③

- 例①境界杭は、別添図のとおり埋設されていたことを確認いたしました。
- 例② 境界仮杭は、別添図のとおり埋設されていたことを確認いたしましたので、隣接する土地所有者全員の境界杭確認終了後、別添図に表示された位置に境界杭を埋設することについて了承いたします。
- 例③ その他 (担当職員と協議の上作成)

~追記例~

このたび確認しました境界杭は、私と関連地権者の責任において管理いたします。  
【該当する境界杭No. : (例)LM・RM・LK・RK・M・K】

市有地の直線上の切合い点に「民×民」の境界杭を設置する場合に付記すること。

記

枠内を、あらかじめ記載しておくこと。

土地の所在・地番	札幌市 区
土地所有者 (名義人)	

注 「境界杭確認書」と図面が別紙の場合には、割印を行って下さい。

※1 A4版 (縦長) とする。

※2 氏名には、本人の署名又は押印が必要。

様式 36 境界杭確認書

令和 年 月 日  
(あて先) 札幌市長

<確認者>  
住 所  
氏 名  
土地所有者から見た関係 ( )

境 界 杭 確 認 書

令和 年(西暦年) 月 日付 札幌管測 第 号により照会のありました境界杭は、別添図のとおり埋設されていたことを確認いたしました。

~追記例~

このたび確認しました境界杭は、私と関連地権者の責任において管理いたします。  
【該当する境界杭No. : (例)LM・RM・LK・RK・M・K】

市有地の直線上の切合い点に「民×民」の境界杭を設置する場合に付記すること。

記

枠内を、あらかじめ記載しておくこと。

土地の所在・地番	札幌市 区
土地所有者 (名義人)	

注 「境界杭確認書」と図面が別紙の場合には、割印を行って下さい。

※ A4版 (縦長) とする。

「印」削除

変更

追加

令和6年3月 札幌市公共測量作業要領の新旧対照表（案）

令和6年3月 作業要領（改訂）

令和4年3月 作業要領（現行）

備考

様式 38 境界杭確認書（市役所内部用）

令和 年 月 日

（あて先）建設局長  
※2（道路管理者）

局（区）長  
※2（〇〇管理者）

境界杭確認書

令和 年（西暦年） 月 日付 札幌管測 第 号により照会のありました

例①～③

- 例①境界杭は、別添図のとおり埋設されていたことを確認いたしました。
- 例②境界仮杭は、別添図のとおり埋設されていたことを確認いたしましたので、隣接する土地所有者全員の境界杭確認終了後、別添図に表示された位置に境界杭を埋設することについて了承いたします。
- 例③その他（担当職員と協議の上作成）

～追記例～

このたび確認しました境界杭は、当局と関連地権者の責任において管理いたします。  
【該当する境界杭No. : (例)LM・RM・LK・RK・M・K】

当局（区）所管地の表示

札幌市 区 番

市有地の直線上の切合い点に「市×民」の境界杭を設置する場合に付記すること。

隣接地

札幌市 区 番

《担当課》

所属  
担当者  
電話

注「境界杭確認書」と図面が別紙の場合には、割印を行って下さい。

- ※1 A4版（縦長）とする。
- ※2 他部署に対して境界確認する必要がある場合、区別できるようにすること。  
（例：下水道管理者、河川管理者、道路管理者）

様式 38 境界杭確認書（市役所内部用）

令和 年 月 日

（あて先）建設局長  
※2（道路管理者）

局（区）長  
※2（〇〇管理者）

境界杭確認書

令和 年（西暦年） 月 日付 札幌管測 第 号により照会のありました境界杭は、別添図のとおり埋設されていたことを確認いたしました。

～追記例～

このたび確認しました境界杭は、当局と関連地権者の責任において管理いたします。  
【該当する境界杭No. : (例)LM・RM・LK・RK・M・K】

当局（区）所管地の表示

札幌市 区 番

市有地の直線上の切合い点に「市×民」の境界杭を設置する場合に付記すること。

隣接地

札幌市 区 番

《担当課》

所属  
担当者  
電話

注「境界杭確認書」と図面が別紙の場合には、割印を行って下さい。

- ※1 A4版（縦長）とする。
- ※2 他部署に対して境界確認する必要がある場合、区別できるようにすること。  
（例：下水道管理者、河川管理者、道路管理者）

変更

令和6年3月 札幌市公共測量作業要領の新旧対照表（案）

令和6年3月 作業要領（改訂）

令和4年3月 作業要領（現行）

備考

令和6年3月 作業要領（改訂）	令和4年3月 作業要領（現行）	備考

令和6年3月 札幌市公共測量作業要領の新旧対照表（案）

令和6年3月 作業要領（改訂）

令和4年3月 作業要領（現行）

備考